

第 2 1 回

上富良野町農業委員会総会議事録

平成 2 8 年 3 月 1 7 日

上富良野町農業委員会

第21回 上富良野町農業委員会総会 議事録

1 日 時 平成28年3月17日(木) 午後6時00分から午後7時35分

2 場 所 上富良野町役場 第2会議室

3 出席委員 11名

席順	委員名	席順	委員名	席順	委員名
1	谷本 嘉彦	2	三好 利和	3	谷 忠
5	石橋 信次	6	佐藤 良二	7	井村 昭次
8	島田 政志	9	舘尾 雄治	10	長谷川裕見
11	井村 悦丈	12	青地 修		

4 欠席委員

4	杉本 隆一				
---	-------	--	--	--	--

5 遅参委員 なし

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の決定
- 日程第2 報告第1号 農地法第5条の規定に基づく諮問の答申について
- 日程第3 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第4 諮問第1号 農用地利用集積計画書の作成について
- 日程第5 諮問第1号 農用地利用集積計画書の作成について
(農業委員会等に関する法律第24条 議事参与の制限)
- 日程第6 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 追加日程第1 議案第2号 農地法第5条の規定に基づく農地転用許可後の事業計画変更申請について

7 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局	局長	北越 克彦	主査	甲斐 幹彦
----------	----	-------	----	-------

8 会議の概要

開会（午後6時00分） （着席）

開会の宣言

事務局長 只今より、第21回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。

事務局長 ご起立の上、農業委員会憲章の唱和を行います。
1番 谷本嘉彦 委員に合わせ、ご唱和ください。

島田委員 「唱和」

事務局長 ご着席ください。

議長 これより、会議を進めます。ただいまの出席委員は、11名であります。定数に達しておりますので、これより第21回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。直ちに、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布したとおりでございます。日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。 「事務局長」

事務局長 諸般の報告（別紙）
本日、追加日程議案2号「農地法第5条の規定に基づく農地転用許可後の事業計画変更申請について」がありますのでご審議の程よろしく申し上げます。内容につきましては、〇〇〇〇の太陽光パネル建設の関係です。昨年4月の総会で議決をいただきまして、その後5月に北海道知事の許可が出ております。本来であれば9月30日に完成している案件ですが、現在も着手されていない状況です。理由として〇〇〇〇の〇〇地区に新しいシステムを作らなければならない、協議がされており、この3月に目途がついたので雪解け早々に本格的な工事を進めたいとのこと。この間、進捗状況の報告が提出されておりましたので整理をしたことと、合わせて事業の変更申請手続きをすることです。

議長 以上をもって諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名委員の決定は、会議規則第13条第2項により議長において、5番 石橋信次 君 6番 佐藤良二 君、を指名いたします。

議長 日程第2 報告第1号「農地法第5条の規定に基づく諮問の答申について」の件を議題といたします。報告第1号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 報告第1号について、ご説明いたします。
農地法第5条の規定に基づく諮問の答申について、北海道農業会議より答申がありましたので報告をいたします。報告第1号朗読。

議長 報告第1号について、発言はありませんか。

「発言なし」の声あり

議 長 発言がなければ、報告第1号を終わります。

議 長 日程第3 「報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について」の件を議題といたします。報告第2号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 報告第2号について、ご説明いたします。
農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の解約申し出のあった次の件について、同法第18条第1項のただし書の規定に該当するので報告いたします。以下、報告第2号朗読。

1番、〇〇地区、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さんから〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さんへ賃貸をされていた件です。田3筆、面積が25,522㎡、農業経営基盤強化促進法による平成29年11月30日までの賃貸借でしたが、この度、〇〇〇〇さんが売買を希望され合意解約となりました。現在、斡旋の手続きに入ったところであります。

議 長 報告第2号について、発言はありますか。

「発言なし」の声あり

発言がなければ、報告第2号を終わります。

議 長 日程第4 「諮問第1号 農用地利用集積計画の作成について」の件を議題といたします。諮問第1号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 諮問第1号について、ご説明いたします。
〇〇地区農用地利用改善事業実施組合より、次のとおり利用権の設定についての申し出がなされ、この申し出が適当と認められるので、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めるにあたり貴会の意見を求める。

平成28年3月17日提出 上富良野町長 向山 富夫

農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると判断されます。審議の資料として、調査書をご覧願います。以下、諮問第1号朗読。

所79番、出し手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。受け手は〇〇線〇〇号の〇〇会社〇〇〇さん。畑4筆、面積38,563㎡、売買です。〇〇〇〇さんの規模縮小です。
所80番、出し手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。受け手は〇〇線〇〇号の〇〇会社〇〇〇さん。畑2筆、面積21,628㎡、売買です。〇〇〇〇さんの再処分です。
所81番、出し手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。受け手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。畑1筆、面積465㎡、売買です。〇〇〇〇さんの再処分です。
所82番、出し手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。受け手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。畑と田の4筆、面積14,391㎡、売買です。〇〇〇〇さんの再処分です。
所83番、出し手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。受け手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。畑3筆、面積27,154㎡、売買です。〇〇〇〇さんの再処分です。
所84番、出し手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。受け手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さんへ。田1筆、面積3,883㎡、売買です。〇〇〇〇さんの離農です。

事務局 所85番、出し手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。受け手は〇〇線〇〇号〇〇番地〇〇の〇〇〇〇さん。畑1筆、面積10,555㎡、売買です。〇〇〇〇さんの離農です。
所86番、出し手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。受け手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。田4筆、面積34,596㎡、売買です。〇〇〇〇さんの再処分です。
所87番、出し手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。受け手は〇〇郡〇〇村の〇〇〇〇会社さん。田1筆、面積1,088㎡、売買です。〇〇〇〇さんの規模縮小です。
所88番、出し手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。受け手は〇〇線〇〇号〇〇番地〇〇の〇〇〇〇。田3筆、面積4,727㎡、売買です。〇〇〇〇さんの再処分です。
所89番、出し手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。受け手は〇〇線〇〇号〇〇番地〇〇の〇〇〇〇へ。田10筆、面積32,930㎡、売買です。〇〇〇〇さんの再処分です。
所90番、出し手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。受け手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。畑2筆、面積10,568㎡、売買です。〇〇〇〇さんの再処分です。
所91番、出し手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。受け手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。畑3筆、面積10,568㎡、売買です。〇〇〇〇さんの再処分です。
所92番、出し手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。受け手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。畑1筆、面積2,302㎡、売買です。〇〇〇〇さんの再処分です。
所93番、出し手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。受け手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。田10筆、面積19,666㎡、売買です。〇〇〇〇さんの規模縮小です。
所94番、出し手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。受け手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。田2筆、面積42,139㎡、売買です。〇〇〇〇さんの再処分です。
所95番、出し手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。受け手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。田3筆、面積21,273㎡、売買です。〇〇〇〇さんの再処分です。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

諮問第1号 所79番について、提案に関する補足説明を願います。
「1番 谷本嘉彦 委員」

谷本委員 1番 谷本です。所79番について、補足説明いたします。

2月17日に〇〇地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、役場会議室で開かれ、売買1件の利用集積が成立いたしました。

所79番 出し手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、
受け手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん
所在地は、〇〇地区〇〇道路の西側となります。
〇〇〇〇さんの規模縮小に伴い、10a当たり畑55,000円と57000円で売買となりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

議長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、諮問第1号 所79番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 諮問第1号 所80 81 82番について、提案に関する補足説明を願います。
「10番 長谷川裕見 委員」

長谷川委員 10番 長谷川です。所80、81、82番について、補足説明いたします。

2月25日に〇〇地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、役場会議室で開かれ、売買3件の利用集積が成立いたしました。

所80番 出し手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、
受け手 〇〇線〇〇号の〇〇会社〇〇〇〇さん
所在地は、〇〇地区〇〇線道路の東側となります。
〇〇〇〇さんの再処分に伴い、10a 当たり畑 55,000 円と 60,000 円で売買となりました。

所81番 出し手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、
受け手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん
所在地は、〇〇地区〇〇線の東側となります。
経過といたしまして、平成22年に〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへ斡旋による売買となったのですが、今回対象となった1筆、0000-00について、当時の斡旋対象から漏れていたことが判明しましたので、今回斡旋としたものです。10a 当たり畑 60000 円で売買となりました。

所82番 出し手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、
受け手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん
所在地は、〇〇地区〇〇線の西側となります。
〇〇〇〇さんの再処分に伴い、10a 当たり田 40,000 円、畑 40,000 円と 85,000 円で売買となりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

谷委員 所81番について、耕作していたのですか。

長谷川委員 買ったと思っていたので耕作していました。

谷委員 わかった時点で賃料を払ったのですか。

長谷川委員 否、払っていません。お互いに、買ったと思っていた、売ったと思っていた。そのまま納得していただきました。

議 長 他にありませんか。

「なし」の声あり

議 長 なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、所 8 0 番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

つづいて、所 8 1 番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

つづいて、所 8 2 番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 諮問第 1 号 所 8 3、8 4、8 5、8 6 番について、提案に関する補足説明を願います。
「5 番 石橋信次 委員」

石橋委員 5 番 石橋です。所 8 3、8 4、8 5、8 6 番について、補足説明いたします。

2 月 2 4 日に〇〇地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、消防会議室で開かれ、売
買 1 件の利用集積が成立いたしました。

また、3 月 1 日に〇〇地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、〇〇〇〇で開かれ、
売買 3 件の利用集積が成立いたしました。

所 8 3 番 出し手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、
 受け手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん
 所在地は、〇〇線〇〇号となります。
 〇〇〇〇さんの再処分に伴い、10a 当たり田 200, 000 円で売買となりました。

所 8 4 番 出し手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、
 受け手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん
 所在地は、〇〇地区〇〇線〇〇号となります。
 〇〇〇〇さんの離農に伴い、10a 当たり田 150, 000 円で売買となりました。

所 8 5 番 出し手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、
 受け手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん
 所在地は、〇〇地区〇〇線〇〇号となります。
 〇〇〇〇さんの離農に伴い、10a 当たり畑 95, 000 円で売買となりました。

所 8 6 番 出し手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、

石橋委員

受け手 ○○線○○号の○○○○さん
所在地は、○○地区○○線○○号となります。
○○○○さんの離農に伴い、10a 当たり田 150,000 円で売買となりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

議 長

これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、所 8 3 番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

つづいて、所 8 4 番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

つづいて、所 8 5 番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

つづいて、所 8 6 番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長

諮問第 1 号 所 87 番について、提案に関する補足説明を願います。
「2 番 三好利和 委員」

三好委員

2 番 三好です。所 8 7 番について、補足説明いたします。

3 月 2 日に○○地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、役場会議室で開かれ、売買 1 件の利用集積が成立いたしました。

所 8 7 番 出し手 ○○線○○号の○○○○さん、

受け手 ○○村の○○○○会社さん
所在地は、○○地区○○道路の東側となります。
○○○○さんの規模縮小に伴い、10a 当たり田 100,000 円で売買となりました。

慎重審議をよろしく申し上げます。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

島田委員 ○○○○会社というのは、農業生産法人ですか。

三好委員 はい、農業生産法人です。

議 長 他にありませんか。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、所 87 番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 諮問第 1 号 所 88 番から 95 番について、提案に関する補足説明を願います。
「3 番 谷 忠 委員」

谷委員 3 番 谷です。所 88 番から 95 番について、補足説明いたします。

3 月 7 日に○○地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、役場会議室で開かれ、売買 8 件の利用集積が成立いたしました。

所 88 番 出し手 ○○線○○号の○○○○さん、
受け手 ○○線○○号の○○○○さん
所在地は、○○線○○号となります。
○○○○さんの再処分に伴い、10a 当たり田 200,000 円で売買となりました。

所 89 番 出し手 ○○線○○号の○○○○さん、
受け手 ○○線○○号の○○○○さん
所在地は、○○線○○号の○○○○さんとの続きと、○○号の○○○○さんの住宅回りと、○○○○下の○町○丁目の 3 つの団地となります。
○○○○さんの再処分に伴い、10a 当たり田 200,000 円、○町○丁目は 100,000 円で売買となりました。

所 90 番 出し手 ○○線○○号の○○○○さん、
受け手 ○○線○○号の○○○○さん
所在地は、○○線○○号となります。

- 谷委員 ○○○○さんの再処分に伴い、10a 当たり畑 80,000 円で売買となりました。
- 所 9 1 番 出し手 ○○線○○号の○○○○さん、
受け手 ○○線○○号の○○○○さん
所在地は、J R 富良野線東側で○○号道路沿いと○○○○の北側となります。○○○○さんの再処分に伴い、10a 当たり田 180,000 円と 150,000 円で売買となりました。
- 所 9 2 番 出し手 ○○線○○号の○○○○さん、
受け手 ○○線○○号の○○○○さん
所在地は、○○線○○号となります。
○○○○さんの再処分に伴い、10a 当たり畑 60,000 円で売買となりました。
- 所 9 3 番 出し手 ○○線○○号の○○○○さん、
受け手 ○○線○○号の○○○○さん
所在地は、○○線○○号○○○○川の西側となります。
○○○○さんの規模縮小に伴い、10a 当たり田 180,000 円で売買となりました。
- 所 9 4 番 出し手 ○○線○○号の○○○○さん、
受け手 ○○線○○号の○○○○さん
所在地は、○○○○沿い○○号となります。
○○○○さんの再処分に伴い、10a 当たり田 200,000 円で売買となりました。
- 所 9 5 番 出し手 ○○線○○号の○○○○さん、
受け手 ○○線○○号の○○○○さん
所在地は、○○線○○号となります。
○○○○さんの再処分に伴い、10a 当たり田 190,000 円で売買となりました。

慎重審議をよろしくお願ひします。

-
- 議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。
- 島田委員 地目で用悪水路とありますが、これはどんな所ですか。
- 事務局長 昔、改良区の用水路があった個所で、区画整理が行われて用水路は別な場所へ移り、現況は田として耕作されているので幹旋の対象となりました。
- 島田委員 地目は田に変わるのですか。
- 事務局長 現在の登記地目は用悪水路です。今度の農業委員会で言う嘱託登記の際に地目の変更をします。
- 議 長 他にありますか。
- 「なし」の声あり
- なければ、これをもって質疑を終了いたします。
- これより、所 8 8 番を採決いたします。

議 長 本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

つづいて、所 8 9 番を採決いたします。

本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

つづいて、所 9 0 番を採決いたします。

本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

つづいて、所 9 1 番を採決いたします。

本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

つづいて、所 9 2 番を採決いたします。

本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

つづいて、所 9 3 番を採決いたします。

本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

つづいて、所 9 4 番を採決いたします。

本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

つづいて、所 9 5 番を採決いたします。

本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第5 「諮問第2号 農用地利用集積計画の作成について」の件を議題といたします。
農業委員会等に関する法律第24条、議事参与の制限の規定により、○番 ○○○○委員の退席を求めます。(○番 ○○○○ 退席)

諮問第2号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 諮問第2号について、ご説明いたします。
江幌地区農用地利用改善事業実施組合より、次のとおり利用権の設定についての申し出がなされ、この申し出が適当と認められるので、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めるにあたり貴会の意見を求める。

平成28年3月17日提出 上富良野町長 向山 富夫

農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると判断されます。審議の資料として、調査書をご覧願います。以下、諮問第2号朗読。

所96番、出し手は○○線○○号の○○○○さん。受け手は○○線○○号の○○○○さん。田1筆、面積4.38㎡、売買です。○○○○さんの規模縮小です。

所97番、出し手は○町○丁目○番○号の○○○○さん。受け手は○○線○○号の○○○○さん。畑と田の7筆、面積87,290㎡、売買です。○○○○さんの再処分です。

所98番、出し手は○町○丁目○番○号の○○○○さん。受け手は○○線○○号の○○○○さん。田5筆、面積31,457㎡、売買です。○○○○さんの再処分です。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

諮問第2号 所96、97番について、提案に関する補足説明を願います。
「10番 長谷川裕見 委員」

長谷川委員 10番長谷川です。所96、97番について、補足説明いたします。

2月17日に○○地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、役場会議室で開かれ、売買の利用集積が成立いたしました。

所96番 出し手 ○○線○○号の○○○○さん、
受け手 ○○線○○号の○○○○さん
所在地は、○○地区○○道路の東側となります。
○○○○さんの規模縮小に伴い売買となり、先ほどの所79番で○○○○さんが取得されましたが、○○○○さん所有分の農地が○○道路東側にあるため、この部分については、隣接する○○○○さんが受け手となった次第です。
面積4.38平方メートルで、価格としては1,000円となりました。

所97番 出し手 ○町○丁目○番○号の○○○○さん、
受け手 ○○線○○号の○○○○さん
所在地は、○○地区○○道路の西側となります。
○○○○さんの再処分に伴い、10a当たり田33,000円 畑45,000円～57,000円で売買となりました。

長谷川委員 慎重審議をよろしくお願いします。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、所96番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

つづいて、所97番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 諮問第2号 所98番について、提案に関する補足説明を願います。
「3番 谷 忠 委員」

谷 委員 3番 谷です。所98番について、補足説明いたします。

3月7日に〇〇地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、役場会議室で開かれ、利用集積が成立いたしました。

所98番 出し手 〇町〇丁目〇番〇号の〇〇〇〇さん、
受け手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん
所在地は、〇〇線〇〇号あたりとなります。
〇〇〇〇さんの再処分に伴い、10a当たり田200,000円で売買となりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、所98番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 　　ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○番 〇〇〇〇 委員の退席を解きます。(○番 〇〇〇〇 委員 着席)

議 長 　　日程第6 議案第1号 「農地法第3条第1項による許可申請について」の件を議題といたします。議案第1号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 　　議案第1号について、ご説明いたします。
農地法第3条第1項の規定による許可申請のあった次の件について、同条第2項の規定に基づき許可に可否について審議を求めます。

平成28年3月17日提出 上富良野町農業委員会会長 青地 修

許可申請は、農地法第3条第2項各号の規定に該当しないため、許可の要件を満たしていると判断されます。

審議の資料として、農地法第3条調書をご覧ください。以下、内容を朗読。

1番、出し手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。受け手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。畑3筆、面積104,700㎡、受け手の〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの経営移譲がありまして、再処分で賃貸借となりました。

2番、出し手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。受け手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。田と畑の6筆、面積44,373㎡、受け手の〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの経営移譲がありまして、再処分で賃貸借となりました。

3番、出し手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。受け手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。田1筆、面積9,645㎡、受け手の〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの経営移譲がありまして、再処分で賃貸借となりました。

4番、出し手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。受け手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。田1筆、面積2,423㎡、出し手の〇〇〇〇さんの規模縮小、受け手の〇〇〇〇さんの規模拡大により賃貸借となりました。

5番、出し手は〇町〇丁目の〇〇〇〇さん。受け手は〇町〇丁目の〇〇〇〇さん。畑1筆、面積51,675㎡、出し手の〇〇〇〇さんの規模縮小、受け手の〇〇〇〇さんの規模拡大により賃貸借となりました。

6番、出し手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。受け手は中富良野町〇町〇番〇-〇の〇〇〇〇さん。田15筆、面積83,615㎡、出し手の〇〇〇〇さんから受け手の〇〇〇〇さんへ経営移譲による使用貸借となりました。

7番、出し手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。受け手は〇〇線〇〇号の〇〇会社〇〇〇〇さん。田2筆、面積24,312㎡、出し手の〇〇〇〇さんの規模縮小、受け手の〇〇〇〇さんの規模拡大により賃貸借となりました。

8番、出し手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。受け手は〇〇線〇〇号の〇〇会社〇〇〇〇さん。田5筆、面積34,908㎡、出し手の〇〇〇〇さんの規模縮小、受け手の〇〇〇〇さんの規模拡大により売買となりました。

9番、出し手は〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。受け手は〇〇〇〇の〇〇法人〇〇〇〇さん。畑4筆、面積52,663㎡、出し手の〇〇〇〇さんは〇〇法人〇〇〇〇さん構成員で、〇〇法人〇〇〇〇さんへ贈与となりました。

10番、出し手は〇町〇丁目の〇〇〇〇さん。受け手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。畑5筆、面積37,854㎡、受け手の〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの経営移譲がありまして、再処分で賃貸借となりました。

11番、出し手は〇町〇丁目〇番〇号の〇〇〇〇さん。受け手は〇〇線〇〇号〇〇番地〇〇の〇〇〇〇さん。畑6筆、面積102,510.29㎡、受け手の〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの経営移譲がありまして、再処分で賃貸借となりました。

12番、出し手は〇町〇丁目の〇〇〇〇さん。受け手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。畑と田の6筆、面積29,804㎡、受け手の〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの経営移譲がありまして、再処分で賃貸借となりました。

事務局 13番、出し手は〇町〇丁目〇番〇号の〇〇〇〇さん。受け手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。田1筆、面積21,561㎡、受け手の〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの経営移譲がありまして、再処分で賃貸借となりました。

14番、出し手は〇町〇丁目の〇〇〇〇さん。受け手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。田1筆、面積25,860㎡、受け手の〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの経営移譲がありまして、再処分で賃貸借となりました。

15番、出し手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。受け手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。畑1筆、面積29,565㎡、受け手の〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの経営移譲がありまして、再処分で賃貸借となりました。

15番、出し手は〇町〇丁目〇番〇号の〇〇〇〇さん。受け手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。畑3筆、面積45,435㎡、受け手の〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの経営移譲がありまして、再処分で賃貸借となりました。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

議案第1号 1番について、提案に関する補足説明を願います。
「9番 館尾雄治委員」

館尾委員 9番 館尾です。 議案第1号 1番について、補足説明いたします。

1番 出し手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、受け手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、所在地は〇〇地区、〇〇道路の奥、〇〇〇〇町との境界あたりです。〇〇〇〇さんの経営移譲に伴う再処分で賃貸借となりました。

慎重審議をよろしくお願ひします。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第1号 1番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 議案第1号 2番について、提案に関する補足説明を願います。
「6番 佐藤良二委員」

佐藤委員 6番 佐藤です。 議案第1号 2番について、補足説明いたします。

2番 出し手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、受け手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、所在地は〇〇地区、〇〇線〇〇道路の北側です。〇〇〇〇さんの経営移譲に伴う再処分
で賃貸借となりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第1号 2番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 議案第1号 3番4番について、提案に関する補足説明を願います。
「3番 谷 忠 委員」

谷 委員 3番 谷です。 議案第1号 3番について、補足説明いたします。

3番 出し手 ○○線○○号の○○○○さん、受け手 ○○線○○号の○○○○さん、
所在地は○○○○号と○○道路の間となります。○○○○さんの経営移譲に伴う再処分
で賃貸借となりました。

4番 出し手 ○○線○○号の○○○○さん、受け手 ○○線○○号の○○○○さん、
所在地は○○○○号と○○号道路南側となります。○○○○さんの規模縮小により、賃
貸借となりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第1号3番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第1号4番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 議案第1号 5番について、提案に関する補足説明を願います。
「11番 井村悦丈委員」

井村悦委員 11番 井村です。 議案第1号 5番について、補足説明いたします。

5番 出し手 ○町○丁目の○○○○さん 受け手 ○町○丁目の○○○○さん
所在地は、○○地区 ○○線○○号の畑になります。○○○○さんの規模縮小により、
賃貸借となりました。

慎重審議をよろしく願います。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第1号5番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 議案第1号 6番7番8番について、提案に関する補足説明を願います。
「5番 石橋信次委員」

石橋委員 5番 石橋です。 議案第1号 6番7番8番について、補足説明いたします。

6番 出し手 ○○線○○号の○○○○さん 受け手 中富良野町○町○番○-○○○
○さん 所在地は、○○線○○号となります 父、○○○○さんから子、○○○○さん
への経営移譲による使用貸借となります。

7番 出し手 ○○線○○号の○○○○さん 受け手 ○○線○○号の○○会社○○
○○さん 所在地は○○線○○号となります。 ○○○○さんの規模縮小により、賃貸
借となりました。

8番 出し手 ○○線○○号の○○○○さん 受け手 ○○線○○号の○○会社○○
○○さん 所在地は○○線○○号となります。 ○○○○さんの規模縮小により、売買
となりました。

慎重審議をよろしく願います。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第1号6番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて 議案第1号7番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて 議案第1号8番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 議案第1号 9番について、提案に関する補足説明を願います。
「9番 館尾雄治委員」

館尾委員 9番 館尾です。 議案第1号 9番について、補足説明いたします。

出し手 ○○○○ ○○○○さん 受け手 ○○法人 ○○○○、
内容は贈与です。 ○○○○さんが高齢により、○○○○を脱退することとなりまして、
それに伴い、○○○○さんの所有する農地を含む土地の全てを○○○○に贈与すること
となったものです。農地については委員会の許可を要するため、今回の申請となりました。

慎重審議をよろしく願います。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第1号9番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 議案第1号 10番、11番、12番について、提案に関する補足説明を願います。
「1番 谷本嘉彦委員」

谷本委員 1番 谷本です。 議案第1号 10番11番12番について、補足説明いたします。

10番 出し手 ○町○丁目の○○○○さん、受け手 ○○線○○号の○○○○さん、所在地は○○○○道路沿いで○○○○あたりとなります。○○○○さんの経営移譲に伴う再処分で賃貸借となりました。

11番 出し手 ○町○丁目○番○号の○○○○さん、受け手 ○○線○○号の○○○○さん、所在地は○○線○○号となります。○○○○さんの経営移譲に伴う再処分で賃貸借となりました。

12番 出し手 ○町○丁目の○○○○さん、受け手 ○○線○○号の○○○○さん、所在地は○○線○○号となります。○○○○さんの経営移譲に伴う再処分で賃貸借となりました。

慎重審議をよろしく願います。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第1号10番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第1号11番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第1号12番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 議案第1号 13番について、提案に関する補足説明を願います。

議 長 「6番 佐藤良二委員」

佐藤委員 6番 佐藤です。 議案第1号 13番について、補足説明いたします。

13番 出し手 ○町○丁目○番○号の○○○○さん、受け手 ○○線○○号の○○○
○さん、所在地は○○線○○号となります。物井さんの経営移譲に伴う再処分
で賃貸借となりました。

慎重審議をよろしくお願ひします。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第1号13番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 議案第1号 14番について、提案に関する補足説明を願ひます。
「3番 谷 忠 委員」

谷委員 3番 谷です。 議案第1号 14番について、補足説明いたします。

14番 出し手 ○町○丁目の○○○○さん、受け手 ○○線○○号の○○○○さん、
所在地は○町○丁目○○○○の両側となります。○○○○さんの経営移譲に伴う再処分
で賃貸借となりました。

慎重審議をよろしくお願ひします。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第1号14番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 議案第1号 15番 16番について、提案に関する補足説明を願います。
「7番 井村昭次 委員」

井村委員 7番 井村です。 議案第1号 15番16番について、補足説明いたします。

15番 出し手 ○○線○○号の○○○○さん、受け手 ○○線○○号の○○○○さん、所在地は○○道路の○○○○宅の北側となります。○○○○さんの経営移譲に伴う再処分で賃貸借となりました。

16番 出し手 ○町○丁目○番○号の○○○○さん、受け手 ○○線○○号の○○○○さん、所在地は○○道路の○○○○宅の西側となります。○○○○さんの経営移譲に伴う再処分で賃貸借となりました。

慎重審議をよろしく願います。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第1号15番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第1号16番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 追加日程 議案第2号 「農地法第5条の規定に基づく農地転用許可後の事業計画変更申請について」の件を議題といたします。

上富良野町農業委員会会議規則第3条第3項に「会長が緊急やむを得ないと認めたものは、追加議案として会議に付すことができる。」と規定されております。
この案件については、審議を実施し、北海道知事に対して意見書を付して進達することが必要なことから、審議することといたします。事務局より説明願います。

事務局 追加議案 議案第2号について、ご説明申し上げます。「農地法第5条の規定に基づく農地転用許可後の事業計画変更申請について」であります。

事務局 概要等、資料に基づき説明する。

許可後における工事にあたり、〇〇〇〇の系統連携における「潮流調整システム」設置工事のため、〇〇〇〇からソーラー発電所建設工事を延期してほしい旨の申し出により現在まで未着工となっている。本年8月中旬から9月上旬の受給電力開始を目途として工事を実施したく、期間の変更を申請したい。

議 長 これをもって提案に関する説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、追加議案第2号を採決いたします。
本件は、原案のとおり「可」として、意見書を付することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可として、意見書を付することといたします。

議 長 本日の日程は、全て終了いたしました。

第21回上富良野町農業委員会総会を閉会いたします。

全員ご起立ください。 「礼」

以上、諮問2件、議案2件の審議を終了し議長が閉会を宣言する。

午後7時35分

上記第21回農業委員会総会の顛末に相違ないことを証するため署名する。

平成28年3月18日

上富良野町農業委員長 _____

上富良野町農業委員 _____

上富良野町農業委員 _____